

仕様書

1 業務の名称

令和6年度オリンピック・パラリンピック教育に関するバス手配業務

2 業務の目的

札幌市内の小学生等に、札幌オリンピックミュージアム（以下「ミュージアム」という。）を活用したオリンピック・パラリンピック教育を実施するため、各学校とミュージアム間の貸切バスを手配し、運行管理を行うもの。

3 履行期間

契約締結の日から、令和7年2月28日（金）まで

4 業務の内容

(1) 貸切バス手配・運行調整

ア 入札書の提出にあたっては、「北海道運輸局公示第127号（令和6年3月1日一部改正）一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」の内容を厳守すること。（基準額未満の見積額の場合、いかなる場合も入札の対象としない）

イ 別紙のとおり、予定されているバス利用校延べ70校（以下「利用校」という。）の貸切バスを手配すること。延べ手配台数は大型車124台、延べ利用時間は1,185時間、延べ走行距離は10,590km（時間・距離ともに回送、点呼点検を含む）を見込んでいる。見積にあたっては上記の設定時間・設定距離によって運行単価を算出し、総額を計算すること。

※利用校数、手配台数、延べ利用時間、延べ走行距離は現時点の予定であり、各校との調整の結果、日程の減少は全期間にわたって発生する可能性がある。

ウ 各日程における児童数は最大100名とし、バスの配車は最大2台とする。

エ 配車の考え方について

基本的には、各校との回送に際して発生する時間・距離を縮減するため、学校が所属する区域に近接した場所に位置する事業者（車庫）からの配車とすること。ただし、貸切バス需要の逼迫に伴う手配の難航、あるいは予定学校の変更に伴う配車区域の変更が発生する場合は、運行（事業者の確保）を優先するものとする。なお、運行を行うバス事業者は、本市または本市に隣接した自治体に車庫の所在がある事業者であること。

オ 利用校の利用日を指定、変更及び取消する場合は、利用日の21日前までに受託者に通知する。

カ 利用校とは利用日の原則14日前までに、配車時刻及び乗降場所の調整を行うこと。

キ 1台あたり55名までの乗車（補助席利用）を可能とすること。（ただし、その必要性がある場合に限る。）

ク 委託者が指定した時間までに、ミュージアムへ到着及び利用校に帰着すること。また、一部の学校は、別紙に示した施設の立寄をして運行すること。

ケ 学校の求めによって、スクールゾーン規制に伴う申請（通行禁止道路通行許可申

請)が発生する場合は、受託者において係る手続きを行うこと。

(2) 貸切バスの運行管理

- ア 利用日当日は、配車時刻及び乗降場所に遅参なくバスを配車すること。また、やむを得ない事情により配車時刻及び配車場所を変更する場合は、速やかに利用校及び委託者に連絡すること。
- イ 運行中のバスに異常が生じた場合は、短時間で代替のバスを手配できる体制を整えること。
- ウ 利用校からミュージアムまで、教員、児童・生徒を乗車させて運行し、利用校に戻るまで責任を持って業務を遂行すること。
- エ 利用校毎に、乗車人数、出庫から帰庫までに要した時間及び走行距離を記録すること。

(3) 運行実績の報告と精算

- ア 毎月 1 日から末日までのバスの手配・運行状況（貸出校数、貸出時間及び走行距離）を月毎にまとめ、速やかに委託者に報告すること。様式は任意とするが事前に委託者と協議すること。
- イ 本報告書を委託者と受託者が相互に確認した後、受託者からの請求に対し、委託者が委託料を支払う。なお、支払いの時期（月次・半期・一括等）については、相互協議のうえ決定するものとする。

※【利用時間及び走行距離の計算について】

利用校ごとに、合計時間（台数×利用時間）と合計走行距離（台数×走行距離）を記録する。

バス 1 台ごとの実績計算において、30 分以上は 1 時間に切り上げ、30 分未満は切り捨てとし、また 10 キロ未満の走行距離は 10 キロに切り上げる。なお、バス 1 台の走行時間（出庫から帰庫までの時間）が 3 時間未満の場合は、走行時間を 3 時間として計算する。

利用時間：出庫から帰庫までの時間に点呼・点検の時間（2 時間）を足した時間

走行距離：出庫から帰庫までの距離

※【高速道路料金及び駐車料金について】

本業務（学校とミュージアム間の運行）においては、高速道路料金や駐車料金等の費用発生は想定していない。ただし、学校の希望によって別の見学地へ立寄を行い、その待機場所等で発生する際の費用については、事前に学校と協議のうえ、個別に学校と精算すること。

5 特記事項

- (1) 受託者は業務に対応した「旅行業」に登録しているか、もしくは「一般貸切旅客自動車運送事業」の許可を受けていること。
- (2) バス運行会社は、公益社団法人日本バス協会に加盟し、関係法令を遵守すること。

6 その他

- (1) 受託者は、契約時に取消料の定めに関する事項を書面にて提示し、予め同意を得る

こと。

- (2) 受託者は、業務遂行上の詳細な内容について委託者と十分な打合せを行い、承認を受けること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、別途、委託者と協議のうえ、決定すること。
- (4) 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。
- (5) この契約による業務を遂行するに当たって、事故等の賠償責任が発生した場合は全額受託者負担によるものとする。
- (6) 本業務の遂行においては、駐停車時のアイドリングストップなどのエコドライブを実践し、環境負荷の低減に努めさせること。
- (7) 利用校への配車時を含め、全行程で安全運転を心掛け、事故防止に努めること。

【担当】

札幌市スポーツ局スポーツ部スポーツ都市推進課 吉村・二川原
住所 札幌市中央区北 2 条西 1 丁目 1 番地 7 ORE 札幌ビル 9 階
電話 011-211-3042 FAX 011-211-3048